

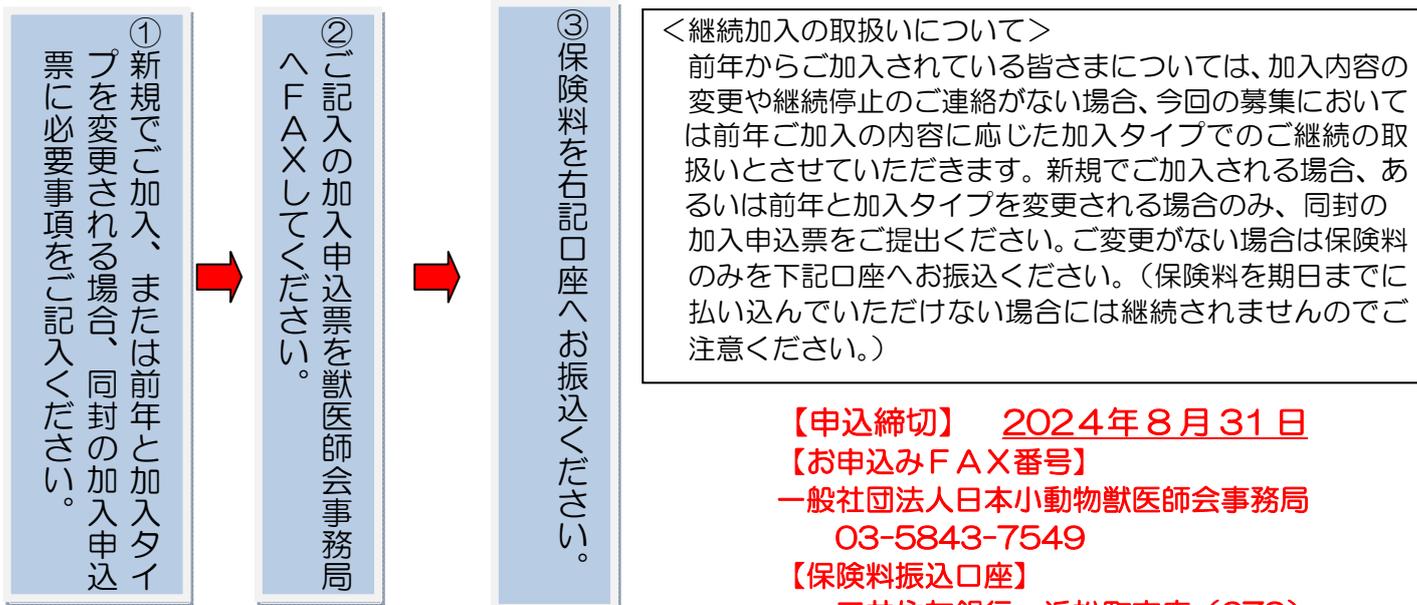
一般社団法人日本小動物獣医師会会員さま のための獣医師賠償責任保険のご案内

《任意加入補償部分》 毎年10月1日より更新開始

- この保険は一般社団法人日本小動物獣医師会が保険契約者となる団体契約です。
- 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）
一般社団法人日本小動物獣医師会の会員である「動物病院の開設者である獣医師」
または「勤務獣医師」
- 保険期間
2024年10月1日午後4時から2025年10月1日午後4時まで1年間
- この契約は「全員加入補償」部分と「任意加入補償」部分で成り立っております。
「全員加入補償」部分については福利厚生の一環として一般社団法人日本小動物
獣医師会が保険料負担し、会員全員が補償の対象者となります。
「任意加入補償」部分については「全員加入補償」部分の上乗せ契約です。
(支払限度額・保険料等については6ページをご参照願います)
- こんなときにお役に立ちます！
《事故例》
 - ・治療中に、誤って猫を診療台から転落させ死亡させてしまった場合。
 - ・動物病院の管理が不十分で入院中の犬が逃げ、通行人にケガを
させてしまった場合。
- 任意加入補償については年間保険料4,100円からご加入可能！



■「任意加入補償部分」のお申込みの流れ■



【申込締切】 2024年8月31日

【お申込みFAX番号】

一般社団法人日本小動物獣医師会事務局
03-5843-7549

【保険料振込口座】

三井住友銀行 浜松町支店 (679)

普通預金 0977080

一般社団法人日本小動物獣医師会

※お申込みの流れの詳細につきましては2ページをご参照ください。

任意加入補償部分のみ加入者証を交付いたします。

一般社団法人日本小動物獣医師会

<目次>

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 獣医師賠償責任保険とは | 3ページ |
| 2. 保険金をお支払いする主な場合 | 3ページ |
| 3. お支払いの対象となる損害 | 4ページ |
| 4. 保険金をお支払いしない主な場合 | 5ページ |
| 5. ご加入の仕組み | 6～7ページ |
| 6. ご留意いただきたいこと | 8～9ページ |
| ●重要事項のご説明 | 10～11ページ |

ご加入対象、加入資格等

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	一般社団法人日本小動物獣医師会の会員の皆さまに限りませ
◇記名被保険者	一般社団法人日本小動物獣医師会の会員の皆さまに限りませ

申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

任意加入補償のお申し込み方法

【申込み締切】 2024年8月31日

上記締切日までに、①獣医師賠償責任保険加入申込票に必要事項をご記入のうえFAX送信いただき、②選択された加入タイプの保険料を以下の口座までお振込*ください。*振込手数料は会員さまにてご負担願います。

【お申込みFAX番号】 03-5843-7549

【保険料振込口座】 三井住友銀行 浜松町支店（679）
普通預金 0977080
一般社団法人日本小動物獣医師会 ジャ) ニホノヨドウブツ ヲウカイ

ご不明点等がございましたら、

一般社団法人日本小動物獣医師会もしくは下記代理店・扱者までご連絡ください。

【連絡先】一般社団法人日本小動物獣医師会 TEL 03-5843-7548

<連絡先・(代理店・扱者・引受保険会社)>

代理店・扱者

あんしん保険サービス株式会社 担当：安井
〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通3-12-17
TEL:078-321-0008 FAX:078-321-0009

メットプランニング株式会社 担当：大下
〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場1-3-14ストークビル南船場706号
TEL:06-6271-3321 FAX:06-6271-3320

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
兵庫支店 阪神支社
〒661-0976
兵庫県尼崎市潮江1-2-6
JRE 尼崎フロントビル5階
TEL:06-6491-8911 FAX:06-6491-8941

1. 獣医師賠償責任保険とは

<主な特長>

この獣医師賠償責任保険は、獣医師の先生方が安心して日常の診療業務に専念していただくために、被保険者が日本国内で遂行した業務に起因して、保険期間中に発見された下記2. ①～③の事故について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする商品です。

2. 保険金をお支払いする主な場合

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う獣医師業務（以下「業務」といいます。）の遂行、または業務に付随した動物^{（注1）}の管理によって生じた他人の動物の障害^{（注2）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊、滅失、破損または汚損
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務に付随して管理する他人の動物^{（注1）}（以下「受託動物」といいます。）の紛失、逃亡または盗難
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する加入者証に記載された業務施設または設備（以下「施設」といいます。）によって生じた他人の動物^{（注1）}の障害^{（注2）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊、滅失、破損または汚損

（注1）動物

犬・猫・ウサギ・フェレット・鳥・爬虫類・ネズミ類・リス類

（注2）動物の障害

負傷または疾病をいい、これらに起因して死亡し、身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態を含みます。

※保険金の支払対象となるのは、保険期間中に発見された事故に限ります。

※上記③については6ページの任意加入補償の加入タイプA1、A2にご加入の場合のみ補償対象となります。

3. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【損害の種類】	【内 容】
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から第一次保険(6 ページ記載の全員加入補償)により支払われる保険金の額とその免責金額の合計額または任意加入補償(6 ページ記載)の免責金額のいずれか大きい金額を超える部分をお支払いします。ただし、任意加入補償(6 ページ記載)の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、費用の額から、費用について第一次保険(6 ページ記載の全員加入補償)により補償される額を控除した額となり、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、受託動物についてはこれを適用しません。
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任。（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑩ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- ⑪ 航空機、昇降機、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶^(注)または車両^(注)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任。ただし、受託動物の紛失、逃亡、盗難もしくは障害についてはこの限りではありません。
- ⑫ 名誉毀（き）損または秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- ⑬ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑭ 業務または業務に付随して行う管理の通常範囲でない行為によって生じた損害賠償責任
- ⑮ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは洩らんする液体、気体または蒸気などによる財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- ⑯ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務によって生じた損害賠償責任
- ⑰ 被保険者が業務の遂行について所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行または業務に付随して行う管理によって生じた損害賠償責任
- ⑱ 次のいずれかに該当する動物の紛失、逃亡、盗難または障害によって、被保険者がその動物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 馬
 - 種雄牛
 - 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物
- ⑳ 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

等

(注) 自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

5. ご加入の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は一般社団法人日本小動物獣医師会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）

一般社団法人日本小動物獣医師会の会員である「動物病院の開設者である獣医師」
または「勤務獣医師」です。

(3) 保険期間

2024年10月1日午後4時から2025年10月1日午後4時まで1年間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 支払限度額と保険料（保険期間1年間）

		加入タイプ	施設をお持ちの開業獣医師		勤務獣医師		
			A1	A2	B1	B2	
任意加入補償	医療行為に基づく事故 (業務危険補償)	支払限度額 (1事故につき)	500万円	1,000万円	500万円	1,000万円	
		支払限度額 (保険期間中)	1,500万円	3,000万円	1,500万円	3,000万円	
		免責金額 (1事故につき)	なし	なし	なし	なし	
	建物設備に基づく事故 (施設危険補償)	支払限度額 (1事故につき)	500万円	1,000万円	—	—	
		支払限度額 (保険期間中)	1,500万円	3,000万円	—	—	
		免責金額 (1事故につき)	なし	なし	—	—	
	年間保険料 (獣医師1人あたり)			4,200円	4,500円	4,100円	4,400円
	全員加入補償※	医療行為に基づく事故 (業務危険補償)	支払限度額 (1事故につき)	50万円			
			支払限度額 (保険期間中)	150万円			
			免責金額 (1事故につき)	なし			
建物設備に基づく事故 (施設危険補償)		補償なし					

※「全員加入補償」部分については福利厚生の一環として一般社団法人日本小動物獣医師会が保険料負担し、会員全員を被保険者として補償しております。

(注1)「全員加入補償」部分に施設危険補償はなく業務危険補償のみお支払いの対象となります。

(注2)「任意加入補償」部分の加入タイプA1、A2の支払限度額について
施設危険補償と業務危険補償の支払限度額は別個に適用されるのではなく、施設危険補償と業務危険補償の合計で業務危険補償の支払限度額が限度となりますのでご注意ください。

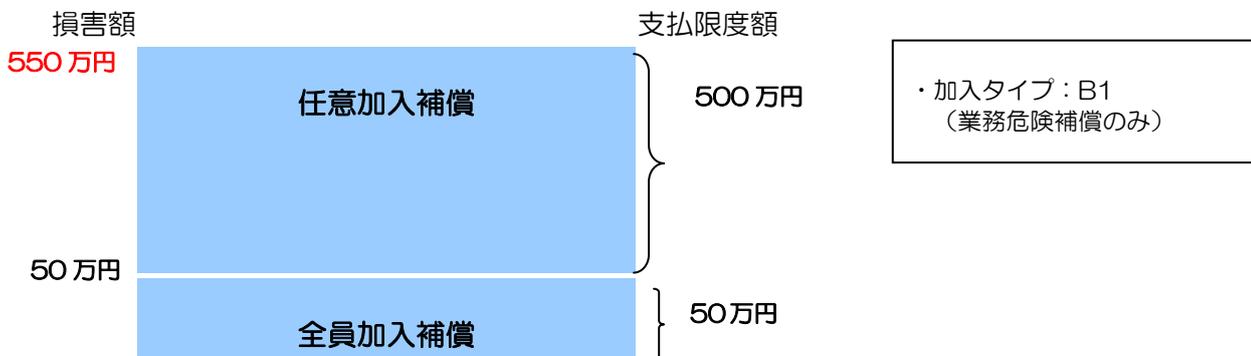
(注3)業務危険補償について、「全員加入補償」部分と「任意加入補償」部分で重複して保険金をお支払いすることはありません。

当制度の支払限度額の適用イメージは下記をご覧ください。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「3. お支払いの対象となる損害」(4ページ)をご参照ください。

免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

<補足>支払限度額(1事故)の適用例



【事故例】

- ① 動物病院が玄関前のマットの掃除が不十分だったため、来院者(飼い主)が、足を滑らして転倒し骨折した。

※加入タイプA1またはA2のみで補償の対象となります。



- ② 動物病院において診察中の犬が診察台より落ちて負傷した。

①の事故は施設危険にあたり、「全員加入補償」では補償できません。また、「全員加入補償」については支払限度額が1事故につき50万円となっており、十分な補償を得られない場合もありますので、任意加入補償による補償内容の充実をご検討ください。



6. ご留意いただきたいこと

- お申込人となることができる方は、2 ページの<ご加入対象、加入資格等>をご参照ください。
- 次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）」をご参照ください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」をご参照ください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故を発見した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。
- ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注1) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2015年10月1日以降始期契約用

獣医師賠償責任保険をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面では獣医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
獣医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 獣医師特別約款 + 特定動物危険補償特約 + 上乗せ保険契約特約 + 施設危険対象外特約(B1・B2タイプのみ)

(2)補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
獣医師賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)6ページをご参照ください。

2. 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)1ページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)5ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)1ページ記載の方法により払い込んでください。パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)1ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご加入を解除させていただきますことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)8ページをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)8ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「一般社団法人日本小動物獣医師会会員さまのための獣医師賠償責任保険のご案内」)の8ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者
あんしん保険サービス株式会社
兵庫県神戸市中央区元町通3-12-17
TEL:078-321-0008 FAX:078-321-0009
メットプランニング 株式会社
大阪府大阪市中央区南船場1-3-14ストークビル南船場706号
TEL:06-6271-3321 FAX:06-6271-3320

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

A23-200094 承認年月:20●●年6月